

健康診断、やりっぱなしにいませんか？

# 健康診断実施後の措置を 忘れずに講じましょう

2024年の相模原労働基準監督署管内における監督実施状況及び措置状況で、中小事業者の皆様において、**健康診断実施後の意見聴取を実施していない違反**が多く見受けられました。

**健康診断実施後、異常の所見があると診断された労働者については、事業者による医師等への意見聴取が必要です。**適切な措置を講じ、事業場の労働者の健康を保持しましょう。

## 意見聴取の方法

### 1 対象者

健康診断の結果、**異常の所見があると診断された労働者**が対象です。

### 2 実施時期

**健康診断実施日から3か月以内**に実施する必要があります（自発的健康診断の場合は、結果提出から2か月以内）。

### 3 意見を聴取する医師等

産業医を選任している事業場では当該**産業医**が、選任義務のない事業場では、**地域産業保健センター**の活用を図ること等が適当とされています。

Check!

神奈川県  
地域産業保健センター事業の  
詳細は、右記QRコードから→



### 4 医師等への情報提供

医師等から、**意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報**を求められたときは、事業者は、速やかにこれを提供しなければなりません。

### 5 意見の内容

就業上の措置に関し、その**必要性の有無、講ずべき措置の内容**等に係る意見を聴く必要があります。

具体的には、以下の区分（例）によって意見を求めるのがよいでしょう。

- （例）通常勤務：通常の勤務でよい。
- 就業制限：勤務に制限を加える必要がある。
- 要休業：勤務を休む必要がある。

### 6 記録の保存

聴取した医師等の意見は、**健康診断個人票に記載して保存**しておく必要があります。

#### 健康診断個人票（様式第5号） 記載例

医師の診断	要経過観察
健康診断を実施した医師の氏名 <sup>㊟</sup>	健診花子 <b>健診</b>
医師の意見	通常勤務
意見を述べた医師の氏名 <sup>㊟</sup>	意見太郎 <b>意見</b>

## よくある御質問

Q. 健康診断の結果に基づき、本人に面談や精密検査等を必ず受けさせています。不十分ですか？

A. 単に精密検査等を受診させているだけでは不十分です。

精密検査等の結果を提出するよう働きかけ、これらの情報をもとに、就業上の措置についての意見を医師等から聴取する必要があります。

また、精密検査等の結果が提出されない場合にも、前提となった一次健康診断の結果により医師等から意見を聴取しなければなりません。

Q. 「医師等の意見」とは、「要精密検査」「要観察」等の判定や、「禁酒・禁煙するように」といったコメントのことですか？

A. ここで言う「医師等の意見」とは、就業の可否や、労働時間の短縮等の措置についての意見のことです。

「要精密検査」や「要観察」は健康診断結果の判定であり、「禁酒・禁煙するように」などのコメントは、日常生活面での指導です。これらとは別に、就業上の措置についての意見を聴く必要があります。

Q. 労働者本人を医師のところに行かせて意見を聴かせるのですか？

A. 医師等からの意見聴取は、事業場の衛生担当者が行うのが一般的です。

衛生担当者が医師に対し、健康診断結果や作業内容等の情報を提供した上で、意見を聴取します。なお、医師等が特に必要と判断した場合には、労働者本人が医師等と面接する機会を設けるべきです。

Q. 医師等の意見を聴いたらそれで終わりですか？

A. 医師等の意見を勘案し、必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、事後措置を講ずる必要があります。

事後措置として、次のようなものがあります。

- ・ 就業場所の変更
- ・ 作業の転換
- ・ 労働時間の短縮
- ・ 深夜業の回数の減少
- ・ 作業環境測定の実施
- ・ 施設や設備の設置や整備
- ・ 医師等の意見の、衛生委員会、安全衛生委員会、労働時間等設定改善委員会への報告